

資料の記載	根拠	規定内容				
<p>① 2人以上の常勤職員の雇用又は500万円以上の投資を行っていること、②事業所を確保していること等を求めている</p>	<p>① 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p>	<p>①</p> <table border="1" data-bbox="1041 207 2072 414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1041 207 1254 231">活動</th> <th data-bbox="1254 207 2072 231">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 231 1254 414"> 法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動 </td> <td data-bbox="1254 231 2072 414"> 一 申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 イ 当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。 二、三(略) </td> </tr> </tbody> </table>	活動	基準	法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動	一 申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 イ 当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。 二、三(略)
活動	基準					
法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動	一 申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 イ 当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。 二、三(略)					
	<p>② 入国在留審査要領 第12編在留資格P64</p>	<p>②</p> <p>第2章 在留資格別該当範囲等 第9節 投資・経営 第1 在留資格の審査 3 基準 (1) 第1号 ア 要件の内容 (イ) 基準第1号ロ 外国人が経営又は管理に従事する事業の「規模」について規定しており、「経営又は管理に従事する外国人以外に本邦に居住する常勤の職員が2人以上勤務する事業規模以上のものであること」を要件としている。 これは、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」であれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではなく、この「規模」に係る運用については、2人以上の常勤職員の雇用がない場合であっても、事業が2人以上の常勤職員が営まれる程度の規模であって、かつ、継続的に運営されると予見され、又は運営されていると認められる場合には、適合するものとして取り扱うこととしている。 具体的には、500万円以上の投資が行われている規模の事業の場合には、実際にこのような常勤の職員を2人以上雇用していなくても差し支えない。</p>				
<p>③ 法務省HP「総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定」 (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kuhou/nyukan_nyukan20.html)</p>		<p>③</p> <p>1 在留資格「投資・経営」について (4) 上記の「相当額の投資」については、会社の規模により異なりますが、実質上会社の経営方針を左右できる程度の金額であることが必要であり、最低でも500万円以上の投資が必要となります。 なお、「投資額」は、単に所有する株式の価額により決まるものではなく、当該事業に実質的に投下されている金額で判断されます。 また、外国人が起業する際の500万円以上の投資額についてですが、これは会社を運営するのに必要なものとして外国人が投下した額の総額であって、その使用目的は事業遂行上必要なものであれば足り、例えば、土地や建物あるいはその賃借料、さらには事務機器代等も含まれます。また、一般には、会社の事業資金であっても会社の借金はただちには投資された金額とはなり得ませんが、その外国人が当該借入金について個人保証をしている等の特別な事情があれば本人の投資額と見る余地もあります。</p> <p>(5) 500万円以上の投資額は、毎年500万円の投資を行うことが必要であるわけではなく、一度投資された500万円以上の投資がその後も回収されることなく維持されていれば差し支えありません。 そして、この500万円以上の投資が行われている場合には、「投資・経営」の在留資格について出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)が定めている「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」の基準についても、実際にこのような常勤の職員を2名以上雇用していなくても、差し支えないとする取扱いを行っています。</p>				

資料の記載	根拠	規定内容				
当該外国人の投資額にかかわらず、事業の経営又は管理に実質的に参画している必要があり、500万円以上の投資を行っていても、経営者又は管理者として活動する地位になれば、「投資・経営」の在留資格は付与されない。	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）	別表第1の2の表 <table border="1" data-bbox="1039 197 2065 399"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 197 1256 237">在留資格</th> <th data-bbox="1256 197 2065 237">本邦において行うことができる活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 237 1256 399">投資・経営</td> <td data-bbox="1256 237 2065 399">本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	本邦において行うことができる活動	投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)
在留資格	本邦において行うことができる活動					
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)					
短期間の賃貸スペース等を利用したりする場合であっても、合理的かつ特別な事情があれば要件に適合していると認めており、	入国在留審査要領 第12編在留資格P64,70	第2章 在留資格別該当範囲等 第9節 投資・経営 第1 在留資格の審査 3 基準 (1) 第1号 ア 要件の内容 (ア) 基準第1号イ 外国人が経営し又は管理に従事する事業が本邦に事業所を有して営まれるものであることを要件としており、次の両方を満たしていることが必要である。 ① 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること ② 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること (注) 上記の二つの要件は、総務省が定める日本標準産業分類一般原則2項における事業所の定義に基づくものである。 (中略) 第2 応用・資料編 2 事業所の存在・確保に関する留意事項 (1) 「投資・経営」の在留資格に係る活動については、事業が継続的に運営されることが求められることから、3か月以内の短期間賃貸スペース等を利用したり、容易に処分可能な屋台等を利用したりする場合には、それを合理的とする特別な事情がない限り基準省令の要件に適合しているとは認められない。				
在留期間を「1年」としているものは、職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、当該外国人の在留状況を1年に1度確認する必要があるもの	① 出入国管理及び難民認定法 ② 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）	① (在留期間の更新) 第21条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。 2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。 3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。 4 第20条第4項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第5項の規定は第2項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第4項第2号及び第3号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。 ② 別表第2 <table border="1" data-bbox="1039 1362 2065 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 1362 1256 1390">在留資格</th> <th data-bbox="1256 1362 2065 1390">在留期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 1390 1256 1426">投資・経営</td> <td data-bbox="1256 1390 2065 1426">5年、3年、1年又は3月</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	在留期間	投資・経営	5年、3年、1年又は3月
在留資格	在留期間					
投資・経営	5年、3年、1年又は3月					

資料の記載	根拠	規定内容										
	③入国在留審査要領 第12編在留資格P68	③ 第2章 在留資格別該当範囲等 第9節 投資・経営 第1 在留資格の審査 6 在留期間 <table border="1" data-bbox="1043 323 2069 1106"> <thead> <tr> <th data-bbox="1043 323 1261 351">在留期間</th> <th data-bbox="1261 323 2069 351">運用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 351 1261 775">5年</td> <td data-bbox="1261 351 2069 775"> 次の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。 ① 申請人が入管法上の届出義務(住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等)を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ② 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ③ 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの(カテゴリー1) ・日本の証券取引所に上場している企業 ・保険業を営む相互会社 ・外国の国又は地方公共団体 ・日本の国・地方公共団体認可の公益法人(カテゴリー2) ・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体又は個人 ④ ③以外の場合、「投資・経営」の在留資格で3年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「投資・経営」の在留資格に該当する活動を行っているもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 775 1261 890">3年</td> <td data-bbox="1261 775 2069 890"> 次のいずれかに該当するもの。 ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ② 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 890 1261 1082">1年</td> <td data-bbox="1261 890 2069 1082"> 次のいずれかに該当するもの。 ① 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー4(カテゴリー1、2及び3のいずれにも該当しない団体・個人)に該当するもの ② 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1082 1261 1106">3月</td> <td data-bbox="1261 1082 2069 1106">滞在予定期間が3月以下であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	在留期間	運用	5年	次の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。 ① 申請人が入管法上の届出義務(住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等)を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ② 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ③ 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの(カテゴリー1) ・日本の証券取引所に上場している企業 ・保険業を営む相互会社 ・外国の国又は地方公共団体 ・日本の国・地方公共団体認可の公益法人(カテゴリー2) ・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体又は個人 ④ ③以外の場合、「投資・経営」の在留資格で3年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「投資・経営」の在留資格に該当する活動を行っているもの	3年	次のいずれかに該当するもの。 ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ② 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの	1年	次のいずれかに該当するもの。 ① 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー4(カテゴリー1、2及び3のいずれにも該当しない団体・個人)に該当するもの ② 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの	3月	滞在予定期間が3月以下であるもの
在留期間	運用											
5年	次の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。 ① 申請人が入管法上の届出義務(住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等)を履行しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ② 学齢期(義務教育の期間をいう。)の子を有する親にあっては、子が小学校又は中学校(いわゆるインターナショナルスクール等も含む。)に通学しているもの(上陸時の在留期間決定の際には適用しない。) ③ 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー1又はカテゴリー2に該当するもの(カテゴリー1) ・日本の証券取引所に上場している企業 ・保険業を営む相互会社 ・外国の国又は地方公共団体 ・日本の国・地方公共団体認可の公益法人(カテゴリー2) ・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体又は個人 ④ ③以外の場合、「投資・経営」の在留資格で3年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き5年以上「投資・経営」の在留資格に該当する活動を行っているもの											
3年	次のいずれかに該当するもの。 ① 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ② 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの											
1年	次のいずれかに該当するもの。 ① 経営する、又は管理に従事する機関がカテゴリー4(カテゴリー1、2及び3のいずれにも該当しない団体・個人)に該当するもの ② 3年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ③ 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの											
3月	滞在予定期間が3月以下であるもの											

資料の記載	根拠	規定内容						
<p>上場企業等の大企業については、公表されている資料により、その活動の実態が明らかであること等から、本来提出を要するものを免除しているもの</p>	<p>① 出入国管理及び難民認定法施行規則（代表例として在留資格認定証明書交付申請の場合及び別表第3の「人文知識・国際業務」の部分を抜粋）</p>	<p>① （在留資格認定証明書） 第6条の2 法第7条の2第1項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第6号の3様式による申請書1通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。 2 前項の申請に当たっては、写真（申請の日前3月以内に撮影されたもので別表第3の2に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとす。第19条の9第1項、第19条の10第1項、第19条の11第1項、第19条の12第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項、第21条の2第3項（第21条の3第3項において準用する場合を含む。）、第22条第1項、第24条第2項、第25条第1項並びに第55条第1項において同じ。）1葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第3の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各1通を提出しなければならない。 3～6（略）</p> <p>別表第3</p> <table border="1" data-bbox="1037 544 2152 671"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 544 1167 571">在留資格</th> <th data-bbox="1167 544 1664 571">活動</th> <th data-bbox="1664 544 2152 571">資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 571 1167 671">人文知識・国際業務</td> <td data-bbox="1167 571 1664 671">法別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</td> <td data-bbox="1664 571 2152 671"> 一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 </td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	活動	資料	人文知識・国際業務	法別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
在留資格	活動	資料						
人文知識・国際業務	法別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書						
	<p>② 法務省ホームページ（代表例として「人文知識・国際業務」の提出資料） 在留資格認定証明書交付申請の提出書類 （http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_12.html） 在留資格変更許可申請 （http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/shin_henko10_11.html） 在留期間更新許可申請 （http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/shin_zairyu_koshin10_12.html）</p>	<p>②（ホームページを参照願います。）</p>						

資料の記載	根拠	規定内容						
<p>現行運用上、例えば、今後の貿易業務等の具体的な事業実施計画書の提示を求め、当該在留資格に係る活動を主たる活動として従事する見込みが認められれば、「人文知識・国際業務」の在留資格への変更を許可するなど柔軟に取り扱っている。</p>	<p>① 出入国管理及び難民認定法</p>	<p>① (在留資格の変更) 第20条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第3項まで及び次条において同じ。）の変更（技能実習の在留資格（別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号イ又はロに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けることができる。 2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第22条第1項の定めるところによらなければならない。 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。 4、5（略）</p> <p>別表第1の2の表</p> <table border="1" data-bbox="1032 635 2063 805"> <thead> <tr> <th>在留資格</th> <th>本邦において行うことができる活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文知識・国際業務</td> <td>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	本邦において行うことができる活動	人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）		
在留資格	本邦において行うことができる活動							
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）							
	<p>② 出入国管理及び難民認定法施行規則（代表例として「人文知識・国際業務」の提出資料）</p>	<p>② (在留資格の変更) 第20条 法第20条第2項の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第30号様式による申請書一通を提出しなければならない。 2 前項の申請に当たっては、写真一葉、申請に係る別表第3の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。 3～9（略）</p> <p>別表第3</p> <table border="1" data-bbox="1032 1102 2152 1241"> <thead> <tr> <th>在留資格</th> <th>活動</th> <th>資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文知識・国際業務</td> <td>法別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</td> <td>一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	活動	資料	人文知識・国際業務	法別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
在留資格	活動	資料						
人文知識・国際業務	法別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書						

資料の記載	根拠	規定内容				
	<p>③出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p>	<p>③</p> <table border="1" data-bbox="1048 201 2163 735"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 201 1283 228">活動</th> <th data-bbox="1283 201 2163 228">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 228 1283 735"> <p>法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</p> </td> <td data-bbox="1283 228 2163 735"> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を修得していること。</p> <p>イ 当該知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)を有すること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	活動	基準	<p>法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を修得していること。</p> <p>イ 当該知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)を有すること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
活動	基準					
<p>法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を修得していること。</p> <p>イ 当該知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)を有すること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>					
	<p>④入国在留審査要領 第12編在留資格P123、(代表例として「人文知識・国際業務」の提出資料の該当部分) P684</p>	<p>④(該当部分抜粋) 第2章 在留資格別該当範囲等 第15節 人文知識・国際業務 第1 在留資格の審査 2 該当範囲 (1) 人文知識・国際業務の在留資格に該当する範囲 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う人文科学の分野(いわゆる文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる。)(注)に属する知識を必要とする業務に従事する活動及び外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に主として従事する活動が該当する。 (中略) (注) 人文科学の代表的なものは、以下のとおり。 語学、文学、哲学、教育学(体育学を含む。)、心理学、社会学、歴史学、地域研究、基礎法学、公法学、国際関係法学、民事法学、刑事法学、社会法学、政治学、経済理論、経済政策、国際経済、経済史、財政学・金融論、商学、経営学、会計学、経済統計学 4 審査のポイント (1) 在留資格の決定時 イ 申請書の勤務先、職歴、職務上の地位及び職務内容欄の記載並びに立証資料により、申請人の本邦において行おうとする活動が「人文知識・国際業務」の在留資格に該当するものであることを確認する。</p> <p>第31節 別表 【在留資格決定の場合】—人文知識・国際業務— 次の資料により判断する。 ① 申請書 ② 申請人が従事する業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 ③ 当該業務の過去1年間の実績 ただし新規業務の場合は今後1年間の見込みを明らかにする資料</p>				

<p>資料の記載</p> <p>「人文知識・国際業務」の在留資格が認められるためには、そもそも当該在留資格に係る活動を主たる活動として安定的・継続的に従事する必要がある</p>	<p>根拠</p> <p>同上</p>	<p>規定内容</p> <p>同上</p>				
<p>職場の研修としての業務について、現も資格外活動許可を取得させるような運用は行っていない</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>				
<p>単純に、元留学生の就職活動期間を1年から2年に延長することについては、結果的に、2年という長期の間、外国人に単純労働への従事を認めることとなるため、かかる特例措置を認めることは適当ではない。</p> <p>他方、関係自治体があっせんする特区内の企業に就職活動中の元留学生がインターンシップとして就職する場合に、「特定活動」の在留資格（在留期間1年で1回限りの更新を認める。）によりその在留を認めることについては検討が可能。ただし、この場合には、関係自治体が、外国人が適正な在留活動を行わない場合の帰国担保措置をとることや、インターンシップ期間終了後に当該企業で専門的・技術的業務に従事して就職することが見込まれることを確認すること等の一定の責任を果たす必要がある。</p>	<p>①出入国管理及び難民認定法</p>	<p>①別表第1の5の表</p> <table border="1" data-bbox="1039 443 2069 948"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 443 1256 472">在留資格</th> <th data-bbox="1256 443 2069 472">本邦において行うことができる活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 472 1256 948">特定活動</td> <td data-bbox="1256 472 2069 948"> <p>法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)</p> <p>又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。))に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動</p> <p>ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動</p> </td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	本邦において行うことができる活動	特定活動	<p>法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)</p> <p>又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。))に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動</p> <p>ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動</p>
在留資格	本邦において行うことができる活動					
特定活動	<p>法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)</p> <p>又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。))に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動</p> <p>ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動</p>					
	<p>②入国在留審査要領 第12編在留資格P398</p>	<p>② 第2章 在留資格別該当範囲等 第21節 留学 第2 応用・資料編 8 大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動を行う場合における「特定活動」への在留資格の変更許可等の取扱い (1)取扱いの概要 大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することを可能とするとともに、資格外活動許可申請に基づき、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。</p>				

資料の記載	根拠	規定内容				
<p>高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置の対象者は、我が国で就労する外国人に関する在留資格（就労資格）で入国・在留することが可能な外国人の中で、学歴・職歴・年収等の項目ごとのポイントの合計点が70以上に達した人であり、高度人材ポイント制は、「一部の極めて専門的な高度人材のみ」を対象としているものではない。</p>	<p>① 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成24年法務省告示第126号）</p> <p>（注）第186回国会において成立し、平成26年6月18日に公布された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）により「高度専門職」の在留資格が創設され、平成27年4月1日から施行予定。</p>	<p>① 第2条 法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動であらかじめ定めるものを、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="1041 331 2063 692"> <thead> <tr> <th data-bbox="1041 331 1256 359">活動を行おうとする者</th> <th data-bbox="1256 331 2063 359">あらかじめ定める活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 359 1256 692"> □ 特定認定証明書所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動を行おうとする者であって、次条に定めるところにより計算した点数が70以上のもの </td> <td data-bbox="1256 359 2063 692"> 特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 </td> </tr> </tbody> </table>	活動を行おうとする者	あらかじめ定める活動	□ 特定認定証明書所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動を行おうとする者であって、次条に定めるところにより計算した点数が70以上のもの	特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動
活動を行おうとする者	あらかじめ定める活動					
□ 特定認定証明書所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動を行おうとする者であって、次条に定めるところにより計算した点数が70以上のもの	特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動					
	<p>② 法務省HP「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan69.html</p>	<p>② 1 「技術」に該当する活動として認められる業務の典型的事例 (1) 「技術」の在留資格に該当する活動 当該在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されており、(2) 以下に典型的な事例を挙げていますが、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動でなければいけません。 (2) 典型的な事例 ○ 本国において工学を専攻して大学を卒業し、ゲームメーカーでオンラインゲームの開発及びサポート業務等に従事した後、本邦のグループ企業のゲーム事業部門を担う法人との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の次期オンラインゲームの開発案件に関するシステムの設計、総合試験及び検査等の業務に従事するもの。 ○ 本国において工学を専攻して大学を卒業し、ソフトウェア会社に勤務した後、本邦のソフトウェア会社との契約に基づき、月額約35万円の報酬を受けて、ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの。 （以下略）</p>				
<p>「技術」等の在留資格に該当した者が高度人材と認められれば、本来活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動に従事することも認められている</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>				

資料の記載	根拠	規定内容
<p>留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可（1週28時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内））の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われている</p>	<p>①出入国管理及び難民認定法</p>	<p>（活動の範囲） 第19条 別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行ってはならない。 一 別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時的報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動 二 （略） 2 法務大臣は、別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。 3、4（略）</p>
	<p>②入国在留審査要領 第10編在留審査P57～60</p>	<p>第2章 資格外活動の許可 第2節 審査 第1 一般原則 次に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる活動に従事する場合に許可する。 1 申請人が申請に係る活動に従事することにより現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものではないこと。 （注）単に活動の時間数及び収入・報酬額の多寡によるものではない。（中略） 2 現に有する在留資格に係る活動を維持していること。 （注）留学生で学校に行っていない者など本来の活動を行っていないことが明らかな場合は該当しない。 3 申請に係る活動が法別表第一の一の表又は二の表の在留資格の下欄に掲げる活動に該当すること。 4 申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと。 （1）法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動 （2）風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行う活動又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う活動 （中略） 5 収容令書の発付を受けていないこと。 第2 特則 2 「留学」の在留資格をもつて在留する者 （1）包括許可 （略） （2）個別許可 「留学」の在留資格をもつて在留する者から（1）に掲げる範囲外の活動について許可の申請があつたときは、第1の各要件に適合し、かつ、次のいずれにも該当する場合に限り、活動を行う本邦の公私の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に許可する。 なお、包括的な資格外活動許可以外の資格外活動許可申請については、空海港において「留学」の在留資格に係る上陸許可に引き続き申請が行われても、これを許可しない。 ア 稼働の目的が本邦留学中の学費その他の必要経費を補うためのものであること。 イ 申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師その他当該留学生の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること。</p>

文字の大きさ 拡大 標準
 色変更・音声読み上げ・ルビ振り

検索

[トップページ](#) > [行政手続の案内](#) > [出入国管理及び難民認定法関係手続](#) > [在留資格認定証明書交付申請](#) > [日本での活動内容に応じた資料\(在留資格認定証明書交付申請\)](#) > 人文知識・国際業務

人文知識・国際業務

日本において行うことができる活動内容等

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動(在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」及び「興行」に係る活動を除く。)

該当例としては、通訳、デザイナー、私企業の語学教師など。

提出資料

区分(所属機関)	カテゴリ-1	カテゴリ-2	カテゴリ-3	カテゴリ-4
	(1)日本の証券取引所に上場している企業 (2)保険業を営む相互会社 (3)日本又は外国の国・地方公共団体 (4)独立行政法人 (5)特殊法人・認可法人 (6)日本の国・地方公共団体認可の公益法人 (7)法人税法別表第1に掲げる公益法人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある 団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された 団体・個人(カテゴリ-2を除く)	左のいずれにも該当しない 団体・個人
提出資料	<p>【共通】</p> <p>1在留資格認定証明書交付申請書 1通 ※地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2写真(縦4cm×横3cm) 1葉 ※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。</p> <p>3返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1通</p> <p>4上記カテゴリのいずれかに該当することを証明する文書 適宜 カテゴリ-1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し) 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し) カテゴリ-2・3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるもの)の写し</p> <p>5専門学校を卒業し、専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 1通</p> <p>カテゴリ-1及びカテゴリ-2については、その他の資料は原則不要。</p>			
	<p>6申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 1通</p> <p>(2)日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し 1通</p> <p>(3)外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明</p>			

行政手続の案内メニュー

- [公益法人・公益信託関係手続](#)
- [外国法事務弁護士関係手続](#)
- [弁護士資格認定制度関係手続](#)
- [債権回収会社\(サービス一\)関係手続](#)
- [認証紛争解決サービス\(かいけつサポート\)関係手続](#)
- [戸籍関係手続](#)
- [国籍関係手続](#)
- [後見登記関係手続](#)
- [不動産登記関係手続](#)
- [商業・法人登記関係手続](#)
- [電子公告関係手続](#)
- [動産譲渡登記関係手続](#)
- [債権譲渡登記関係手続](#)
- [電子認証関係手続](#)
- [供託関係手続](#)
- [更生保護法人・更生保護事業関係手続](#)
- [出入国管理及び難民認定法関係手続](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [資格・採用情報](#)
- [法務省政策会議](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [審議会等](#)
- [白書・統計](#)
- [予算・決算](#)
- [政府調達情報](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)
[ご意見・ご提案](#)
[相談窓口](#)
[その他](#)

		<p>らかにする所属団体の文書 1通</p> <p>7申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書</p> <p>(1)申請に係る知識を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 1通</p> <p>(2)学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書</p> <p>(1)大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書 1通</p> <p>(2)関連する業務に従事した期間を証する文書(大学, 高等専門学校, 高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。) 1通</p> <p>※【共通】5の資料を提出している場合は不要</p> <p>* 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合(大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。)は, 関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書 1通</p> <p>8事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)勤務先等の沿革, 役員, 組織, 事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書 1通</p> <p>(2)その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書 1通</p> <p>(3)登記事項証明書 1通</p>	<p>9 直近の年度の決算文書の写し 1通</p> <p>9 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書 1通</p> <p>10前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合</p> <p>外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通</p> <p>(2)上記(1)を除く機関の場合</p> <p>(1)給与支払事務所等の開設届出書の写し 1通</p> <p>(2)次のいずれかの資料</p> <p>ア直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) 1通</p> <p>イ納期の特例を受けている場合は, その承認を受けていることを明らかにする資料 1通</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 申請人とは, 日本への入国・在留を希望している外国人の方のことでです。
 ※ 日本で発行される証明書は全て, 発効日から3か月以内のものを提出してください。

※※ 身分を証する文書(会社の身分証明書等) 提示
 上記については, [代理人](#), 申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において, 申請を提出することができる

方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

※※※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知をお願いします。※※※

留意事項

- 1 [在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの「各種手続案内」をご覧ください。](#)
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話: 03-3580-4111(代表)

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

文字の大きさ 拡大 標準
 色変更・音声読み上げ・ルビ振り

検索

[トップページ](#) > [行政手続の案内](#) > [出入国管理及び難民認定法関係手続](#) > [在留資格変更許可申請](#) > [日本での活動内容に応じた資料【在留資格変更許可申請】](#) > 人文知識・国際業務

人文知識・国際業務

行政手続の案内メニュー

日本において行うことができる活動内容等

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」及び「興行」に係る活動を除く。）
 該当例としては、通訳、デザイナー、私企業の語学講師など。

提出資料

区分 (所属機関)	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
	(1)日本の証券取引所に上場している企業 (2)保険業を営む相互会社 (3)日本又は外国の国・地方公共団体 (4)独立行政法人 (5)特殊法人・認可法人 (6)日本の国・地方公共団体認可の公益法人 (7)法人税法別表第1に掲げる公共法人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)	左のいずれにも該当しない団体・個人
提出資料	<p>【共通】</p> <p>1在留資格変更許可申請書 1通 ※地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2写真(縦4cm×横3cm) 1葉 ※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。</p> <p>3パスポート及び在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。) 提示</p> <p>4上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 適宜 カテゴリー1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し) 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し) カテゴリー2及びカテゴリー3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し)</p> <p>5専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 1通</p> <p>カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。</p>			
	<p>6申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 1通</p> <p>(2)日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し 1通</p> <p>(3)外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 1通</p>			

- [公益法人・公益信託関係手続](#)
- [外国法事務弁護士関係手続](#)
- [弁護士資格認定制度関係手続](#)
- [債権回収会社\(サービス一\)関係手続](#)
- [認証紛争解決サービス\(かいけつサポート\)関係手続](#)
- [戸籍関係手続](#)
- [国籍関係手続](#)
- [後見登記関係手続](#)
- [不動産登記関係手続](#)
- [商業・法人登記関係手続](#)
- [電子公告関係手続](#)
- [動産譲渡登記関係手続](#)
- [債権譲渡登記関係手続](#)
- [電子認証関係手続](#)
- [供託関係手続](#)
- [更生保護法人・更生保護事業関係手続](#)
- [出入国管理及び難民認定法関係手続](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [資格・採用情報](#)
- [法務省政策会議](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [審議会等](#)
- [白書・統計](#)
- [予算・決算](#)
- [政府調達情報](#)
- [電子入札システム](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)
[ご意見・ご提案](#)
[相談窓口](#)
[その他](#)

		<p>7申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書</p> <p>(1)申請に係る知識を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 1通</p> <p>(2)学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書</p> <p>a. 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書 1通</p> <p>b. 関連する業務に従事した期間を証する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。) 1通</p> <p>※【共通】5の資料を提出している場合は不要</p> <p>* 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合(大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。)は、関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書 1通</p>	<p>8事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書 1通</p> <p>(2)その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書 1通</p> <p>(3)登記事項証明書 1通</p>
		<p>9直近の年度の決算文書の写し 1通</p>	<p>9 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書 1通</p> <p>10前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通</p> <p>(2)上記(1)を除く機関の場合</p> <p>(1)給与支払事務所等の開設届出書の写し 1通</p> <p>(2)次のいずれかの資料</p> <p>ア直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) 1通</p> <p>イ納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料 1通</p>

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことで、
 ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※※ 身分を証する文書等(申請取次者証明書, 戸籍謄本等) 提示

※上記については, 申請人本人以外の方([申請が提出できる方については, こちらのページを参照して下さい。](#))が申請を提出する場合において, 申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。また, 申請人以外の方が申請書類を提出する場合であっても, 上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要ですが, 在留カードとみなされる外国人登録証明書の場合は, 写しの提出でも差し支えありません。

※※※このほか, 申請いただいた後に, 当局における審査の過程において, 上記以外の資料を求める場合もありますので, あらかじめ, ご承知おきます。※※※

留意事項

- 1 [在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については, 入国管理局ホームページの「各種手続案内」をご覧ください。](#)
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には, 訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として, 提出された資料は返却できませんので, 再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は, 申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し, 他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は, 速やかに申請して下さい。継続して3か月以上, 現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は, 在留資格の取消しの対象となります。

文字の大きさ 拡大 標準
色変更・音声読み上げ・ルビ振り

検索

[トップページ](#) > [行政手続の案内](#) > [出入国管理及び難民認定法関係手続](#) > [在留期間更新許可申請](#) > [日本での活動内容に応じた資料【在留期間更新許可申請】](#) > 人文知識・国際業務

人文知識・国際業務

行政手続の案内メニュー

- [公益法人・公益信託関係手続](#)
- [外国法事務弁護士関係手続](#)
- [弁護士資格認定制度関係手続](#)
- [債権回収会社\(サービス一\)関係手続](#)
- [認証紛争解決サービス\(かいけつサポート\)関係手続](#)
- [戸籍関係手続](#)
- [国籍関係手続](#)
- [後見登記関係手続](#)
- [不動産登記関係手続](#)
- [商業・法人登記関係手続](#)
- [電子公告関係手続](#)
- [動産譲渡登記関係手続](#)
- [債権譲渡登記関係手続](#)
- [電子認証関係手続](#)
- [供託関係手続](#)
- [更生保護法人・更生保護事業関係手続](#)
- [出入国管理及び難民認定法関係手続](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [資格・採用情報](#)
- [法務省政策会議](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [審議会等](#)
- [白書・統計](#)
- [予算・決算](#)
- [政府調達情報](#)
- [電子入札システム](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [法令適用事前確認手続](#)

提出資料

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分(所属機関)	(1) 日本の証券取引所に上場している企業 (2) 保険業を営む相互会社 (3) 日本又は外国の国・地方公共団体 (4) 独立行政法人 (5) 特殊法人・認可法人 (6) 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 (7) 法人税法別表第1に掲げる公共法人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)	左のいずれにも該当しない団体・個人
提出資料	<p>【共通】</p> <p>1 在留期間更新許可申請書 1通 ※地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉 ※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。</p> <p>3 パスポート及び在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。) 提示</p> <p>4 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 適宜 カテゴリー1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し) 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し) カテゴリー2及びカテゴリー3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し)</p> <p>カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。</p> <p>5 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)各1通 ※1月1日現在お住まいの市区町村の区役所・市役所・役場から発行されます。 ※1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。 ※入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。</p> <p>6 職務内容に変更があった場合には、変更後の職務内容に係る業務の内容を詳細に説明する勤務先の文書 1通</p>			

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです。
 ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※※ 身分を証する文書等(申請取次者証明書, 戸籍謄本等) 提示
 ※ 上記については、申請人本人以外の方(申請が提出できる方については、こちらのページを参照して下さい。)が申請を提出する場合において、申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請書類を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要ですが、在

留カードとみなされる外国人登録証明書の場合は、写しの提出でも差し支えありません。

※※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知をお願いします。※※

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

留意事項

1. [在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの「各種手続案内」をご覧ください。](#)
2. 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
3. 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。
4. この申請は、在留期限の3か月前(在留期間が3か月以内である場合は、在留期間のおおむね2分の1以上が経過したとき)から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:03-3580-4111(代表)

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.